

11月23日(祝)は福祉センターへ！報告集会を開催します 渡利の子どもたちを 放射能から守ろう！

除染期間中の子ども・妊婦の一時避難を！自主避難者・残留者へも賠償を！

福島原発事故からすでに8か月がたちながら、福島市が計画した「大規模除染」も大波地区で始まったばかりで、子どもたちは放射能にさらされる日々を送り続けています。特に渡利地区では、高い放射線量が計測されていますが、地形的に天候による線量の低下も期待できず、ここで生活を続けている子どもたちの健康を案じる声は高まる一方です。

10月28日には、対政府交渉が参議院議員会館で行われ、大型バスで渡利から参加した住民を含め、およそ300名の市民が参加し、原子力災害対策本部をはじめ、政府の担当者に問題の解決を迫りました。

11月23日の午後に福祉センターにて、各党の国会議員を招いて、政府交渉の報告集会を持ち、除染期間中の子ども・妊婦の一時避難など以下の要請項目を実現するために、次の一歩を踏み出したいと思います。集会は無料でどなたでも途中からでも参加できます。是非足をお運びください。

1. 除染前・除染中の期間に、子どもたちを安全な場所に移転させてください。
2. 特定避難勧奨地点指定を見直し、高線量が計測されている渡利での生活に不安をもつ住民、特に子どもや妊婦のいる家庭が、(一時)避難できるよう、渡利地区を「選択的避難区域」に指定してください。
3. 渡利の住民が(一時)避難できるよう、市内あるいは近隣市町村へ「移転」することを推奨し、県外への避難と同等の援助を行ってください。
4. 除染は国・東電が責任をもって計画、実行し、住民を不用意に被ばく作業に駆り出したり、住民不在で仮置き場を選定したりということがないようにしてください。
5. 渡利に留まり生活する住民に対しての補償を行ってください。
6. すでに自主避難、自主移転を行っている家庭への支援を行ってください。
7. 小倉寺および南向台地区にも、同様の措置を行ってください。

● 渡利の子どもたちを守ろう！政府交渉報告集会（渡利） ●

◆日時：11月23日(祝・水) 13:30~16:30

◆場所：福島県総合社会福祉センター講堂（福島市渡利字七社宮 111）

◆内容： 渡利問題10月28日対政府交渉報告
国会議員より…森まさこ議員・石原洋三郎議員他（予定・順不同）
大波より…難航する除染の現状と課題
南相馬より…子ども・妊婦基準設定の経緯・特定避難勧奨地点のいま
郡山より…住民不在の仮置き場選定がもたらす不安と混乱
賠償問題…自主避難者・残留者への補償について政府審議会の最新情報
渡利住民有志より…新しい要請書と今後の取り組みについて

○主催： 渡利の子どもたちを守る会（Save Watari Kids）、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、国際環境 NGO FoE Japan

○問い合わせ：渡利の子どもたちを守る会（Save Watari Kids）菅野 090-3982-6393

FoE Japan（エフ・オー・イー・ジャパン）満田（みつた）090-6142-1807

渡利地区の特性

渡利地区は、山林から雨のたびに汚染土壌が流れ込み、放射能濃度が高くなる特性があります。除染した直後は線量が下がっても、また戻ってしまう箇所もあります。ホットスポットが地区全域に点在しており、子どもたちを守るとりくみは、地域全体で考える必要があります。

指定見送りに住民から批判の声

国と福島市は、10月8日の5時間におよぶ説明会で、毎時3.0マイクロシーベルトの基準を超えた世帯があるにも関わらず、除染を優先し、特定避難勧奨地点指定は見送ると説明しました。避難させない国と市の姿勢に対し、住民から見直しを求める訴えが相次ぎました。

なぜ子ども・妊婦基準がないの？

子どもや妊婦は、通常の成人よりも放射線による被ばく感受性が数倍高いと言われています。10月28日の政府交渉の場で、原子力安全委員会も、子どもや妊婦への配慮が必要だと述べています。

南相馬市では、50cmの高さで毎時2.0マイクロシーベルトという子ども・妊婦の指定基準を設けています。渡利ではなぜ設定されないのか、説明会や政府交渉で理由を問われた国と市はまともな回答ができませんでした。子ども・妊婦基準は国と市との協議で決まり

	伊達市	南相馬市	福島市 大波	福島市 渡利
勧奨地点 指定基準	3.2 μSv/h 以上	3.2 μSv/h 以上	3.1 μSv/h 以上 指定なし	3.0 μSv/h 以上 指定見送り
子ども・ 妊婦基準	2.7 μSv/h 以上 で勧奨地点 指定	2.0 μSv/h (50cm) 以上で勧奨 地点指定	なし	なし

ます。福島市が要請すれば、国が断る理由はないはず

難航する除染

除染について福島市は、先行する大波地区での除染に数ヶ月かけるとしてはいますが、1世帯に3日もかかり、屋根やアスファルトでは効果が限られ、難航しています。渡利は大波の20倍の世帯数があり、数年かかることとなりますが、その前に、仮置き場がないことから、始めることすらできないというのが実状です。山林については全く目処が立っていません。除染ボランティアに市民を動員する前に、子どもや妊婦を優先的に避難させておく必要があります。

住民不在の仮置き場選定はやめて

郡山市では、市が、仮置き場を地域住民の合意で選定するようにと広報しています。しかし実際には、住民の合意というのは名ばかりで、数人で勝手に決め、街中の公園にいつのまに汚染土が積まれているというのが実状です。このようなやり方に住民が不安と不

信を募らせています。除染作業に地域住民が駆り出されていることにも怒っています。

除染に際しては、仮置き場が住民不在で選定されてしまうようなことはあってはなりません。また、除染はあくまで国と東電の責任で計画、実行し、住民を不用意に被ばく作業に駆り出すことのないようにすべきです。

年20ミリシーベルトは高すぎる

チェルノブイリの避難基準

	土壌汚染 セシウム137 (kBq/m ²)	被ばく線量
特別規制ゾーン	1480以上	
移住の義務ゾーン	555以上	5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185～555	1ミリシーベルト以上
徹底的な モニタリングゾーン	37～185	0.5～1ミリシーベルト

政府の避難基準である年20ミリシーベルトは、国内法令や国際基準に比べても、チェルノブイリの避難基準（5ミリシーベルト以上；移住の義務ゾーン、1～5ミリシーベルト；移住の権利ゾーン）に比べても高すぎます。

自主的避難者にも残留者にも賠償を

原子力損害賠償紛争審査会が8月5日に発表した中間指針では、避難区域外からの自主的避難に対する賠償は盛り込まれませんでした。しかし、自主的避難者へも賠償を求める意見を寄せる活動などもあり、その後の審議会でも、自主的避難者にも残った者にも賠償する方向で検討が進んでいます。

除染中の子ども・妊婦の一時避難を

原発事故後すでに8か月間も放射能に曝されてきた子どもたちにとって、少しでも被ばくのリスクを減じることが不可欠です。除染中の危険な環境下に子どもたちを置いておくことはできません。子どもたちの安全を確保するために、例えば市内西部の宿泊施設に、除染の期間だけでも、子どもたちを一時移転させるなどの措置がとれないでしょうか。

コミュニティを壊さない避難のあり方

特定避難勧奨地点は、確実に補償を得ることができる一方、世帯ごとに指定されるため、地域が分断されるという問題があります。世帯ごとではなく地域全体で指定される必要があります。地域としての指定が現行の制度で困難であるならば、渡利地区の現状にふさわしい「選択的避難区域」の制度を設けることを提案します。

※問い合わせ：

福島老朽原発を考える会 阪上／090-8116-7155
FoE Japan 満田（みつた）／090-6142-1807